

令和6年3月29日付け佐賀県公報号外中訂正

佐賀県行政組織規則等の一部を改正する規則（佐賀県規則第26号）中

ページ	行	誤	正
20	（改正前の欄）（下から）13	<u>(9) その他特命事務に関すること。</u>	<u>(9) 交流人口の拡大に資する公の施設等（佐賀県少年自然の家、21世紀県民の森、波戸岬海浜公園、人工海浜公園、佐賀県港湾管理条例（昭和47年佐賀県条例第36号）第10条第1項に規定する運動場及び九年庵をいう。）に関すること。</u> <u>(10) その他特命事務に関すること。</u>
21	（改正前の欄）5～9	<u>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、交流人口の拡大に資する公の施設等（佐賀県少年自然の家、21世紀県民の森、波戸岬海浜公園、人工海浜公園、佐賀県港湾管理条例（昭和47年佐賀県条例第36号）第10条第1項に規定する運動場及び九年庵をいう。）に関する事務を処理する。</u>	
24	（改正前の欄）13	<u>第27条の4第1項</u>	<u>第27条の4</u>
26	（改正前の欄）5	<u>第27条の4第1項</u>	<u>第27条の4</u>
	（改正前の欄）（下から）6	第4条第3項	第4条第2項

	(改正後の欄)(下から)4	第4条第3項	第4条第2項
27	(改正前の欄)13~14	<u>第27条の4第1項</u>	<u>第27条の4</u>
53	(改正後の欄)7~8	ことができる	<u>ことができる</u>

佐賀県行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に

関する訓令(佐賀県訓令甲第3号)中

ページ	行	誤	正
4	(改正前の欄)14	<u>第27条の4第1項</u>	<u>第27条の4</u>
5	(改正前の欄)2~3	<u>第27条の4第1項</u>	<u>第27条の4</u>
6	(改正前の欄)(下から)5~6	<u>第27条の4第1項</u>	<u>第27条の4</u>
7	(改正前の欄)(下から)6~7	<u>第27条の4第1項</u>	<u>第27条の4</u>
8	(改正前の欄)(下から)6~7	<u>第27条の4第1項</u>	<u>第27条の4</u>
10	(改正前の欄)(下から)12	<u>第27条の4第1項</u>	<u>第27条の4</u>
11	(改正前の欄)5~6	<u>第27条の4第1項</u>	<u>第27条の4</u>
13~14	(改正前の欄)(13頁下から)1~(14頁上から)1	<u>第27条の4第1項</u>	<u>第27条の4</u>
50	(改正前の欄)4~5	<u>1 大麻取扱者</u>	<u>1 大麻取扱者</u>